

施行 平成 29 年 11 月 1 日

改正 令和 5 年 2 月 4 日

一般社団法人日本地球化学会
会誌およびその他の出版物に関する規程

(目的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人日本地球化学会（以下、「本会」とする。）の会誌およびその他の出版物に関する事項を定めることを目的とする。

(英文誌)

第 2 条 本会は英文誌（Geochemical Journal）を毎年 1 回以上発行する。

2 Geochemical Journal は学術論文のほか、Geochemical Journal 編集委員会が適当と認めた事項を掲載する。

(和文誌)

第 3 条 本会は和文誌（地球化学）を原則として毎年 4 回発行する。

2 地球化学は原著論文、総説、受賞記念論文、博士論文抄録のほか、地球化学編集委員会が適当と認めた事項を掲載する。

(その他の出版物)

第 4 条 その他の出版物の編集・発行は編集委員会または出版委員会で企画立案し、理事会の承認を得て行う。日本地球化学会ニュースは広報委員会が編集・発行する。

2 その他の出版物を必要に応じて会員に配付することがある。

(編集委員会の構成)

第 5 条 英文誌の編集委員会の委員は原則として 80 名以内とする。和文誌の編集委員会の委員は原則として 12 名以内とする。

2 英文誌、和文誌の編集委員会にそれぞれ、編集委員長を 1 名おく。また、副編集委員長を若干名おくことができる。

3 編集委員長は、本会会員であることを要する。

(編集委員長、副編集委員長の職務)

第 6 条 編集委員長は委員会を統括する。

2 副編集委員長は編集委員長を補佐し、編集委員長不在の時はこれを代理する。

(編集委員の選任及び委嘱)

第 7 条 編集委員長は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

2 副編集委員長と編集委員は、編集委員長が指名し、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

(編集委員の任期)

第8条 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(編集委員会の召集)

第9条 委員会は編集委員長が召集する。

2 委員会は原則として年1回以上開催する。

3 委員長は必要に応じ、文書・電子メール等をもって委員の意見を徴し、委員会の開催に代えることができる。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(附則)

本規程は、一般社団法人日本地球化学会としての登記の日より施行する。